

令和5年度キク継続安定出荷推進事業 公募要領

1. 目的

奈良県のキク産地振興にあたり、マイクロマムなど特色あるキクでは秋季の出荷量が不安定で、需要に応じた安定生産が求められている。一方、小ギクは夏秋期の出荷量が日本一の主産地であるが、関西市場でのシェア確保のために、シーズンを通じた高品質・安定生産化が求められている。そこで、これらのキク生産において電照施設の導入を推進し、開花調節を行うことで安定的に出荷することにより、収益性の向上を図る。

2. 事業の内容

事業内容	予算額
キクの開花期延長を目的とした電照設備の導入	531千円

3. 補助対象経費

下記の経費を補助対象経費とする。

キクの開花期延長を目的とした電照設備・資材の導入に要する経費。ただし、電球はLED球とする。

4. 補助率

予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内を補助。

5. 補助対象となる条件

下記の(1)～(3)の全てを満たすものとする。

- (1) 8月下旬から11月にキクを出荷するための電照設備であること。
- (2) 事業実施後3年間はキクを必ず作付けし、キク継続安定出荷実績報告書(様式E)を県に提出すること。
- (3) 県内の農地に設置すること。

6. 事業実施主体

下記の(1)または(2)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 奈良県内に住所を有する3戸以上の生産者を含む団体で、以下の条件を満たすもの。
 - ・代表者の定めがあること。
 - ・組織の規約及び構成員の名簿が整備されていること。
 - ・団体名義の口座において補助金の管理ができること。
- (2) 県内に主たる事務所を有し、県内で営農している農事組合法人または農事組合法人以外の農地所有適格法人で、以下の条件を満たすもの。
 - ・法人名義の口座において補助金の管理ができること。

7. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定のあった日から令和6年3月31日までとする。

8. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する事業実施主体は、別に定める応募期間中に、奈良県食と農の振興部農業水産振興課長あてにキク継続安定出荷推進事業申請書(別紙様式)を提出する。

9. 事業実施主体の選定について

提出された事業申請書について審査を行い、事業実施主体を選定する。

審査は別表のポイント制で行い、ポイントの合計点数が上位の事業申請者から順位を決定し、順位が高い事業申請者から順に予算の範囲内で事業実施主体として採択する。

なお、複数の補助対象事業者の合計点数が同順位となった場合には、予算額を、複数の補助対象事業者の補助対象経費の合計額により除し、補助率を決定する。各補助対象事業者の補助対象経費を補助率で乗算し、補助金額を算出する。

また、順位が高い事業申請者から採択を行った結果、次点の事業申請者の補助申請額が予算の採択残額を上回った場合は、残額を補助額とする条件で補助対象事業者として採択する。

さらに、次点の事業申請者が複数となった場合の配分方法については、別途定めることとする。